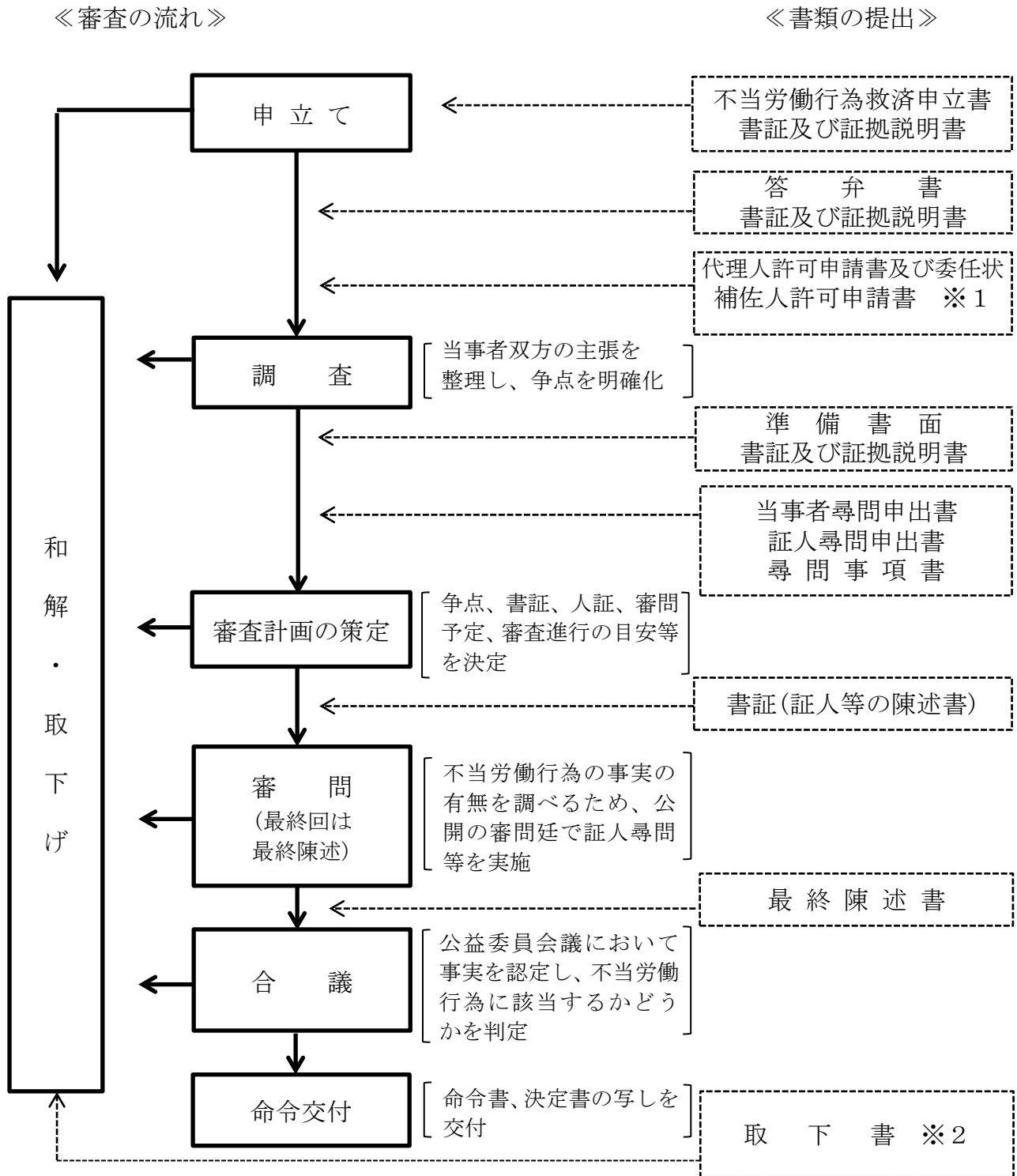


○不当労働行為事件の審査の流れと書類提出の時期



※1 代理人・補佐人申請は、調査開始後でも可能ですので、必要に応じて「代理人許可申請書及び委任状」、「補佐人許可申請書」を提出してください。

※2 取下書は、命令交付まではいつでも提出することが可能です。